

グループホーム「わかたけ」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠仁会が開設するグループホーム「わかたけ」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要支援 2 あるいは要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- 1 当事業所は指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得る。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活が送れるように配慮して行う。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 5 共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供方法等に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 当事業所は、サービス提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、家族に対し身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得ます。医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。
- 7 当事業所は、利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。また、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

- 8 当事業所は自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。質の評価方法については県の定める基準による自己評価による。
- 9 当事業所はつがる市に対し自主的に情報公開し、会報やインターネット等を活用して利用者、家族または広く一般に対して情報公開するよう努める。
- 10 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 グループホーム「わかたけ」
- 2 所在地 青森県つがる市木造若竹5

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名 (計画作成者及び介護従業者兼務)
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 介護従業者 7名 (うち1名管理者兼務)
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 当事業所は、利用者に対し、次に掲げる指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行う。利用者の活動時間は6：30～21：00とする。

- 1 認知症対応型共同生活介護計画の作成
利用者のニーズを把握し、利用者にあった認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう計画する。
- 2 食事とその他家事
利用者と介護職員が原則として共同で行う。
- 3 入浴
利用者の身体の状況に応じて、1週間に2回以上の入浴または清拭を行う。
- 4 生活相談
相談に応じ、利用者の精神的安定を図る。

- 5 健康管理
バイタルチェックを行う事により、利用者のその日の状況を把握する。
- 6 趣味活動
利用者の趣味または嗜好に応じた活動を行う。
- 7 日常生活用品の代行購入
ご希望により歯ブラシ、歯磨き等の日用品の代行購入をさせていただきます。
- 8 理美容サービス
ご希望により理美容サービスを利用いただけます。

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の支払いを受けるほか、次の掲げる費用について、その実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 1 食材料費 1, 100円／1日
- 2 居住費 100円／1日
- 3 水道光熱費 200円／1日
- 4 冬季燃料費 100円／1日（11月～翌年4月）
- 5 理美容代 2, 000円（カット・顔剃どちらかのみは1, 500円）
- 6 おむつ代 実費
- 7 その他の費用

指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるもの。

- | | |
|------------|----|
| レクリエーション費用 | 実費 |
| クラブ活動費 | 実費 |

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 入居に際しては、主治の医師の診断書を提供すること。
- 2 利用者は努めて健康に留意すること。
- 3 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

- 4 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 5 定められた場所以外及び時間以外に、飲酒をしないこと。

(緊急時等の対応)

第9条 介護事業者は利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第10条 利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保のため、協力医療機関等を以下に定める。

- 1 協力医療機関 尾野病院
- 2 協力歯科医療機関 ひらた歯科
- 3 協力介護老人保健施設 えんじゅの里

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、消防法第8条に規定する防火管理者を配置する。

- 2 防火管理者は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。
- 3 非常災害に関する具体的計画は年度当初に作成し、利用者を含めた総合避難訓練を年2回、従業員に対する防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)を年2回実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護従事者の資質向上を図るための機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

改定年月日

平成26年4月1日 一部改定

平成 27 年 7 月 1 日 一部改定
平成 28 年 3 月 1 日 一部改定
平成 28 年 4 月 1 日 一部改定
平成 29 年 4 月 1 日 一部改定
平成 29 年 11 月 1 日 一部改定
平成 30 年 8 月 1 日 一部改定
令和 2 年 1 月 1 日 一部改定
令和 2 年 4 月 1 日 一部改定